

## 他者設備を用いた地域電気通信業務に係る認可申請の概要

### 1. 申請者

東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」という。） 代表取締役社長 澁谷直樹  
西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」という。） 代表取締役社長 北村亮太  
（以下「NTT 東日本」及び「NTT 西日本」を「NTT 東西」という。）

### 2. 申請年月日

令和6年11月19日

### 3. 業務の概要

#### (1) 業務の内容・業務を営む理由

NTT 東西において、①メタルケーブルの老朽化や故障、道路工事に伴う支障移転などメタルケーブル設備の再敷設等が必要となる場合において、それに係る設備投資の削減や保守コストの低廉化等を通じ、あまねく全国における適切、公平かつ安定的な電話の役務の提供を確保するため、②海底ケーブルや無線機器等、著しく高額な設備の老朽化や故障の発生等、当該設備の再構築が必要となる場合において、それに係る著しく高額な設備投資の回避等を通じ、電話サービスの低廉な料金での安定的な提供を確保するため、公募にて調達した株式会社 NTT ドコモ（以下「設備提供事業者」という。）の携帯電話に係る設備を用いた固定電話サービス（以下「ワイヤレス固定電話」という。）を提供するもの。

#### (2) 業務の区域

	NTT 東日本	NTT 西日本
第1号 <sup>1</sup> 要件に係る申請	17 都道県 約 0.1 万区域（町字数） <sup>(注)</sup>	29 府県 約 0.1 万区域（町字数） <sup>(注)</sup>
第2号 <sup>2</sup> 要件に係る申請	3 都道県 9 区域（町字数）	7 府県 14 区域（町字数）

注 メタルケーブルの老朽化や故障、支障移転等は全国で発生する可能性があることから、基準を満たす地域（既に認可済みの地域を除く。）を一括で申請したもの。

#### (3) 業務の開始時期（役務提供が可能となる日）

令和6年12月1日（予定）

<sup>1</sup> 日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和60年郵政省令第23号）第2条の2第1項第1号に該当する場合

<sup>2</sup> 日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第2条の2第1項第2号に該当する場合

(4) 電気通信設備の概要

- ・ 電気通信設備の概要は下記のとおり（第1号及び第2号の各町字において共通）。
- ・ ワイヤレス固定電話からの緊急通報に対応。

(5) 業務管理体制、加入者保護のために講ずる措置等

- ・ 設備提供事業者と密接に連携し、故障修理対応など、NTT 東西が自己設備で提供する場合と同等の対応を可能とする体制を構築する。
- ・ 加入者への提供料金は、第一号基礎的電気通信役務の要件を満たす料金とする。
- ・ 提供条件は契約約款に定めるとともに、HP にて広く公表するものとする。
- ・ 新規申込受付時には個別に説明を行うほか、電波環境の確認体制、苦情相談体制を構築する。

■ 電気通信設備の概要

